

滋賀県事業内職業訓練センター施設使用料（税込表示）

（令和5年4月1日 施行）

		収容 人数等	午 前 9時～12時	午 後 13時～17時	夜 間 17時～20時	冷暖房料金	
新 館	研修室1	22人	4,400円	4,400円	6,600円	1時間	550円
	研修室2	48人	4,400円	4,400円	6,600円	1時間	550円
	研修室3	84人	5,500円	5,500円	7,700円	1時間	1,100円
	研修室4	84人	5,500円	5,500円	7,700円	1時間	1,100円
	実習場 A	100人	5,500円	5,500円	7,700円	1時間	1,100円
	実習場 B	射出成形機 2台	5,500円	5,500円	7,700円	1時間	1,100円
	測定室	16人	3,300円	3,300円	5,500円	1時間	550円
旧 館	サロン	20人	3,300円	3,300円	5,500円	半日 550円 1日 1,100円	
	研修室	30人	3,300円	3,300円	5,500円	半日 550円 1日 1,100円	
	製図室	9人	3,300円	3,300円	5,500円	半日 550円 1日 1,100円	
	実習 教室	36人	5,500円	5,500円	7,700円	半日 1,100円 1日 2,200円	

付帯設備使用料（滋賀県職業能力開発協会会員無料）

品名	単位	使用料
拡声装置（基本マイク3本）	1式	1,650円
ピンマイク（追加）	1台	550円
レーザーポインタ	1台	220円
プロジェクター	1台	550円
パソコン	1台	550円
ホワイトボード（追加）	1台	550円
DVDプレイヤー	1台	550円

※ 備 考

1. 使用者が滋賀県職業能力開発協会の会員外(以下「会員外」という。)であるときは、使用料の5割に相当する額を加算します。
2. 使用者が使用許可時間を超えて使用したときは、正規の料金の2倍を徴収します。
3. 土曜日・日曜日及び祝日の使用の場合は、管理休日使用料(11,000円)を加算します。
4. 実習場で冬季、ストーブ使用時の暖房費は半日 1,100円 1日 2,200円とします。
5. 会員外が早朝(9時以前)に使用する場合は、早朝料金として上記表の午前料金の5割を1時間単位として加算します。
(例)午前8時から研修室3を利用した場合、早朝料金として2,750円を加算
6. 付帯設備の使用料は、午前、午後および夜間をそれぞれ1単位とした料金とします。
7. 使用料は付帯設備使用料を含め、後日請求書を送付します。

◆申込の受付について

1.利用できる方

職業訓練・職業能力検定を実施する事業主または事業主団体
(ご不明な方はお問合せください。)

2.受付開始日

施設使用の申込については、使用日の3か月前の月の初日から受け付けます。当協会会員についてはその限りではありません。

(受け付け開始日が休館日にあたる場合は、その翌日が受付開始日となる。)

3.受付時間

平日 午前8時30分から午後5時まで 先着順

4.申込方法

- (1) 来館または電話で申し込みいただき、所定の用紙「訓練センター使用申請書・承諾書」をご提出ください。受付の際、利用目的について確認いたします。
- (2) 受付が完了しますと、承諾書を送付しますので、施設使用時にお持ちください。
- (3) キャンセルの場合は1ヶ月前までにご連絡ください。

5.使用方法と注意事項

- (1) 使用当日は、窓口へお越しいただき承諾書を持参ください。
付帯設備の使用がある場合は、受付でお申し出ください。
- (2) 施設の使用は使用承諾書に記載された利用時間内に限ります。また、使用后、机、椅子などは必ず元の状態へ戻してください。
- (3) 施設内は禁煙です、喫煙は所定の場所をお願いいたします。
- (4) 発生したゴミについては、申込者・会場責任者がお持ち帰りください。特に、弁当の空き箱等はすみやかに処理できるよう手配してください。
- (5) 物品等の販売は、原則禁止です。当センター内での物品販売、宣伝等の営利行為については、当センターの承諾が必要です。